

○伊賀市行政情報チャンネル運用基準

平成16年11月1日訓令第20号

伊賀市行政情報チャンネル運用基準

1 一般的な事項

伊賀市は、各種行政情報を市民により正確に分かりやすく速やかに伝えるため、民主主義の精神に従い、基本的人権と世論を尊重し、言論及び表現の自由を守り、法の秩序を尊重して、地域社会の信頼に応える放送を行う。

2 放送内容

放送内容は、行政主催の各種講演会、各種行政情報その他公共に関する情報等とする。

3 放送基準の適用

行政情報の放送基準については、次のとおりとする。

- (1) 個人の人格を守り、信用を失うおそれのある取扱いをしない。
- (2) 行政情報番組は、各担当部所の情報を公平に偏ることなく放送する。
- (3) 社会生活、市民生活に直接影響を与えるものは、十分考慮して取り扱う。
- (4) 政治上及び経済上の諸問題は、特に慎重に取り扱う。
- (5) 宗教に関する情報及び営利を目的とする内容の放送については、放送しない。
- (6) 性に関する内容は、刺激的な表現を避けるなど十分考慮する。
- (7) 放送用語は、原則的に標準語によるが必要により方言を使用する場合は、慎重に取り扱う。

附 則

この訓令は、平成16年11月1日から施行する。